

「常設委員会及び特別委員会規則」の改正（案）について

1. 改正理由

会員に幅広く協会運営に参画いただくため、常設委員会及び特別委員会の委員長を、本会の理事に限定せず、理事の所属する会員会社の役員から選任することができることとするため。

2. 改正条文

改正案	現 行
<p>(委員の委嘱)</p> <p>第4条 委員会の委員長は、理事 <u>又は理事の所属する会員の役員</u> のうちから、理事会の同意を経て、会長が委嘱する。</p> <p>2 委員（委員長を除く。）は、委員長の推薦を受けて、会長が委嘱する。</p> <p>3 副委員長は委員のうちから、委員長が指名する。</p> <p>4 委員の任期は 2 年とする。ただし、専門委員については、別に定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1. この規則の変更は、平成 26 年 7 月 15 日から施行する。</p>	<p>(委員の委嘱)</p> <p>第4条 委員会の委員長は、理事のうちから、理事会の同意を経て、会長が委嘱する。</p> <p>2 委員（委員長を除く。）は、委員長の推薦を受けて、会長が委嘱する。</p> <p>3 副委員長は委員のうちから、委員長が指名する。</p> <p>4 委員の任期は 2 年とする。ただし、専門委員については、別に定めることができる。</p>

2. 施行期日

この規則の変更は、平成 26 年 7 月 15 日から施行する。

常設委員会委員長候補者（案）

総合政策委員会

委員長候補者 岡 地 和 道 岡地(株)社長

市場振興委員会

委員長候補者 青 山 秀 世 日本ユニコム(株)社長

以 上

* 両委員会の委員につきましては、委嘱手続き終了後にお知らせします。

平成 27 年度税制改正要望（案） 概要

I. 金融所得に関する課税の一体化を促進するための税制措置

1. 金融所得課税の損益通算範囲の拡大

商品先物取引等のデリバティブ取引に係る損益、上場株式等の譲渡損益等、幅広く金融商品間の損益通算範囲を拡大し、当該通算後の損失について翌年以降への繰越控除を認めること。

2. 決済差損失の繰越控除期間の延長

商品先物取引等のデリバティブ取引に係る損失の繰越控除期間（現行 3 年間）を延長すること。

3. 外国商品市場取引の決済損益に対する課税方法の変更

外国商品市場取引の差金等決済に係る取引損益について、申告分離課税とすること。

II. 国際課税に係る税制措置

非居住者又は外国法人が国内で所有又は賃借する発注サーバを恒久的施設 (Permanent Establishment) と解さないこと。

以 上